

本庄市告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により本庄都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7年 3月 25日

本庄市長 吉 田 信



1 都市計画の種類及び名称

種類 本庄都市計画土地地区画整理事業

名称 本庄新都心土地地区画整理事業

2 都市計画を変更した土地の区域

本庄市北堀字山ノ根の全部並びに早稲田の杜一丁目の一部並びに栗崎字東谷、字前田、字欠田及び字前河原の一部並びに北堀字前山及び字久下塚の一部並びに西富田字大久保山の一部

3 縦覧期間

令和7年3月25日以後常時備え置く。

（ただし、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する本市の休日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）